

住宅火災の早期発見は大切な命を守る第一歩!!

～住宅用火災警報器の設置が義務付けられています～

万一、火災が起きてしまった場合、一番守らなければいけないのは、皆さんの命です。
消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器などの設置が義務付けられています。

◆住宅用火災警報器ってなあに？

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して警報音や音声などで居住者に火災を知らせるものです。住宅用火災警報器には、家庭の電源を使うもの、乾電池を使うもの、壁掛け用、天井用、壁・天井併用型など、さまざまな種類があります。電気店やホームセンターなどで販売しています。価格は、約5,000円～10,000円程度です。購入の際は、本体に日本消防検定協会の鑑定マーク(右図)がついているものを選んで購入してください。また、目や耳の不自由な方には、補助警報装置付きもあります。



◆どうして義務化されたの？

火災による死者の約6割は逃げ遅れが原因となっています。

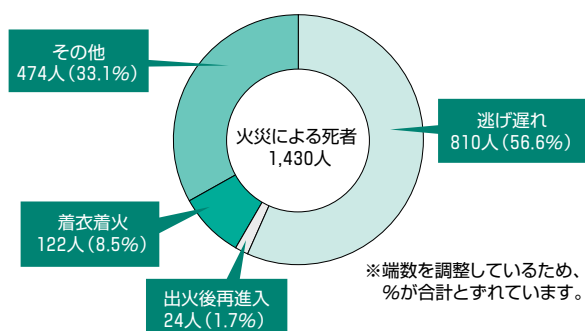
火災による逃げ遅れが発生している時間は、就寝時間帯に多く見られるなど、早期に火災に気づいていれば十分に逃げられたのでは？という事例も多くみられます。火災を早期に発見し、大切な命を守るため設置が義務化されました。

◆いつから設置が必要？

新築住宅 平成18年6月1日
既存住宅 平成23年6月1日(平成23年5月31日までに設置するようにしましょう。)

※既存住宅とは、すでに建っている住宅のことです。
小規模の共同住宅なども設置対象に含まれます。

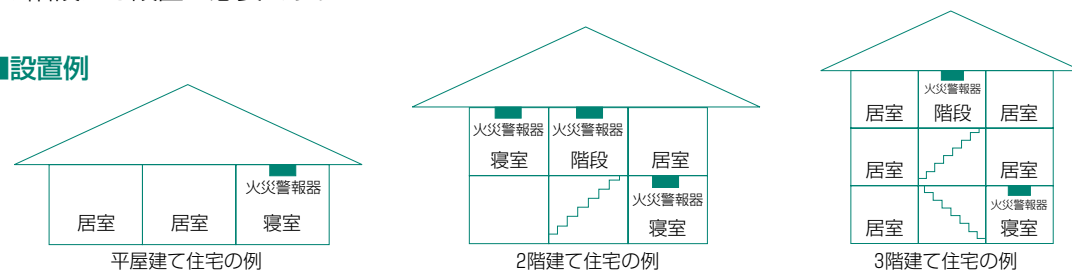
■火災による経過別死者発生状況(出典:平成20年版消防白書)



◆どこに取り付けばいいの？

次の設置例のように、すべての寝室と寝室が2階にあれば階段、寝室が1階だけでも3階に居室があれば3階の階段にも設置が必要です。

■設置例



◆設置しなかった場合の罰則は？

罰則の規定はありませんが、家族、自分自身を守るためにも、すすんで設置しましょう。

◆悪徳商法に注意!!

役場・消防署の職員が、火災警報器を販売することはありません。悪質な業者は、市価より高額な商品売りつける例がありますので、「あやしい」と感じたらすぐに購入せず、冷静に考えてから購入するようにしましょう。また、訪問販売の場合は、クーリング・オフ(8日以内)が認められていますので、契約書や領収書は確実に受け取りましょう(訪問業者には、書面交付義務があります)。

火災警報器に関する問い合わせ

住宅用火災警報器相談室(月～金曜日

午前9時～午後5時)
☎0120-565-911
☎232-9334

菊池広域連合消防本部 予防課

悪質商法に関する問い合わせ

総合政策課
県消費生活センター

☎232-2112
☎354-4835

住居表示町名変更案告示のお知らせ

大字津久礼の一部を「武蔵ヶ丘」へ

本町では、平成19年度から「住居表示事業」に取り組んでいます。

住居表示とは、今まで大字と地番で住所を表していたものを、大字に変わる「新しい町名」と、道路で区切られた「街区符号」および建物に振り付けた「住居番号」によって住所を表すものです。

今回は、「武蔵ヶ丘1町内から8町内」の住居表示に取り組んでおり、昨年8月と10月に、地元住民の皆さんを対象にした説明会を開催しました。

その後、地元区長と住民代表者で構成された「町界町名検討委員会」で議論し、町へ提案する町界・町名案を決定しました。

町は、その案を11月12日開催の「住居表示審議会」に諮問し、大字津久礼の一部を「武蔵ヶ丘一丁目から三丁目」に変更する案が町へ答申されました。

その後、熊本市に同一町名が存在することから、消防警察の緊急通報時に問題があるのではないかと懸念がありましたので、この問題に関する住民説明会を行い、再度検討委員会を開催しました。

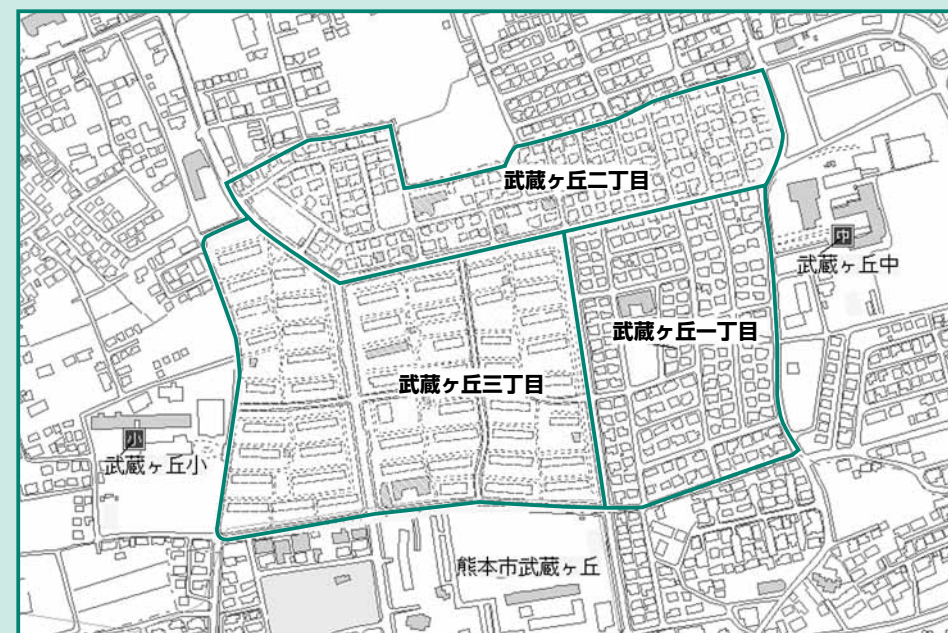
委員会ではこの問題を踏まえた上で、現在の案に修正は加えないことを全会一致で決めました。それを受け町では、下記のとおり「町界・町名」の変更案の告示を行っています。

なお、告示期間中に変更請求(※)が出ない場合は、3月議会にこの変更案を提出します。

■告示期間 2月10日(火)～3月11日(水) 30日間

■概要 大字津久礼の一部を下図のように変更する

※この案に異議がある場合、対象区域内の住民で、選挙権を有する50人以上の署名を集め、その理由を付けて変更請求をすることができます。



問い合わせ 町民課 町民係 ☎ 232-4914